

「国民健康保険から」
ジェネリック医薬品を
活用しましょう！

◎ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の独占販売期間が終了した後に販売が許可される後発医薬品のことです。新薬と同じ有効成分で開発・製造され、品質や安全性も同等であると国に承認されているものです。

◎メリットはあるの？

新薬より低価格で個人負担が少なくなります。新薬の開発には莫大な費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬の独占販売期間終了後に同じ有効成分で製造・販売されるため、開発費用がかからず安く提供できます。

また医療費は皆さんの窓口負担や国保税でまかなわれていますので、皆さんの負担軽減にもつながります。

◎使用するにはどうすればいいの？

ジェネリック医薬品は、処

方せんが必要な薬です。自分の服用している薬が変更可能かどうかは、医師または薬剤師にご相談ください。

町では、対象となる薬を服用されている方で、ジェネリック医薬品を使用した場合、差額が百円以上になる国民健康保険加入者の方全員に差額通知書（ハガキ）を毎月お送りしています。

また9月末に新しい保険証をお送りした際に、「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しましたので、ぜひご利用ください。

●町民生活課
72-6933

10月19日（月）～25日（日）は行政相談週間です
～相談所開設のお知らせ～

行政相談は、行政に関する苦情や意見、要望などの相談に応じ、その解決や実現をお手伝いするものです。

相談は、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が応じ、相談は無料、秘密厳守で行います。委員の自宅

や電話での相談も受け付けていますのでお気軽にご相談ください。

《小野町の行政相談委員》
名前：過足 義夫
住所：小野町大字浮金十字東50番地
73-2515

また小野町では、小町ふれあいフェスタに併せて次のとおり相談所が開設されます。この機会にぜひご利用ください。

《行政相談所の開設》
●日時
10月31日（土）から11月1日（日）
午前9時から午後3時まで

●会場
小町ふれあいフェスタ会場（町民体育館内）

～福島県行政書士会郡山支部による「暮らし手続き無料相談会」の開催～

福島県行政書士会郡山支部では、小町ふれあいフェスタが開催される2日間「暮らし手続き無料相談会」

を行政相談所の隣に開設します。

「相続遺言・成年後見・離婚・DV・交通事故・会社設立・土地建物・労使関係・各種許認可手続」など、毎日の生活における悩みごとに専門家が応じます。

なお行政書士には守秘義務が課せられていますので、秘密は厳守します。お気軽にお越しください。

●相談会日時
10月31日（土）から11月1日（日）
午前9時から午後3時まで

●会場
小町ふれあいフェスタ会場（町民体育館内）

●福島県行政書士会郡山支部
024-931-4804

10月は不正軽油撲滅強化月間
県では10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいきます。軽油に課せられる県税である軽油取引税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されています。この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染やエンジン故障の原因、公正な市場競争の阻害、さらには暴力団などの資金源にもつながります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」不正軽油の防止・撲滅には、皆様のご協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供については、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

●県庁総務部税務課
024-521-7205
024-521-7905
電子メール：pref.fukushima.lg.jp

●県中地方振興局県税部
024-935-11260
024-935-11239
電子メール：kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp



行政相談シンボルマーク

行政相談シンボルマーク